

第9回首都直下地震対策検討WG

復旧・復興支援経験からの教訓・知見

～首都直下地震への備え～

2024年12月11日

独立行政法人 都市再生機構
災害対応支援部 災害対応支援課
河野 裕一

目 次

1. UR都市機構の概要
2. URの復興支援事業の概要
3. 復興市街地整備・災害公営住宅整備
4. 復興支援事業から得られた教訓

1 (1) UR都市機構の業務分野

賃貸住宅

UR賃貸住宅を適切に管理し豊かな生活空間を提供するとともに、高齢者や子育て世代など多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち「ミクストコミュニティ」を実現

- 多世代が安心して居住可能な環境整備
- 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進
- 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の提供



みさと団地(三郷市)

都市再生

豊富な事業経験やノウハウと公平性・中立性を生かし、民間事業者や地方公共団体、地域の皆様と連携して、政策的意義の高い都市再生を推進

- 国際競争力と都市の魅力を高める都市再生の推進
- 地域経済の活性化やコンパクトシティの実現
- 防災性向上による安全・安心なまちづくり



さいたま新都心(さいたま市)

災害復興

阪神・淡路大震災以降に培ってきた復旧・復興の経験を生かして、大規模災害からの復旧・復興を全力で推進していくとともに、国や関係機関との連携を図りながら、地方公共団体等への発災時の円滑な対応に関する啓発活動

- 東日本大震災、熊本地震における復興支援
- 災害からの復旧支援
- 災害時の円滑な対応に向けた活動



JR女川駅前(宮城県女川町)

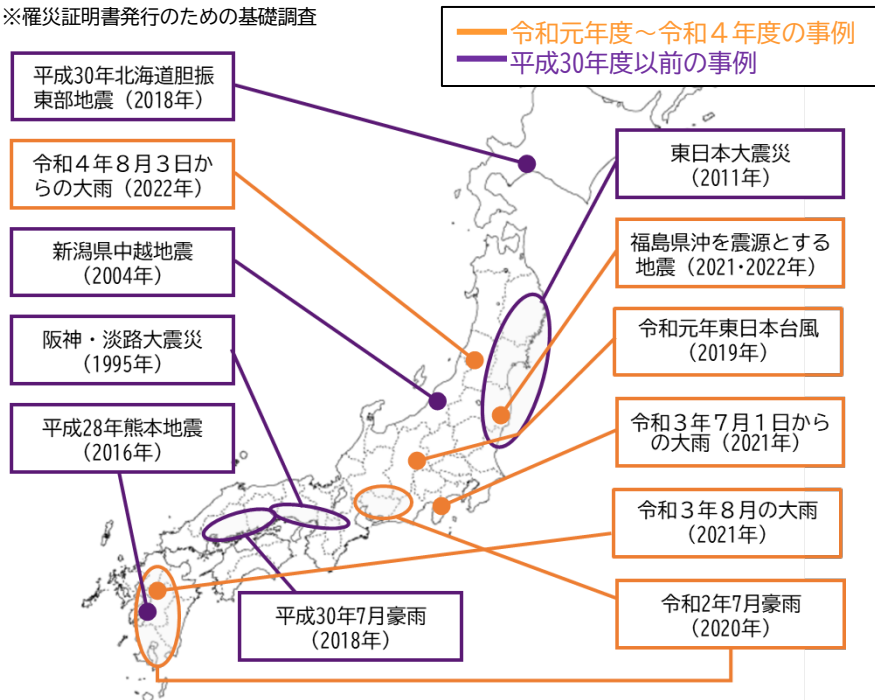
災害からの復旧・復興支援

○ 災害発生時、国等の要請に応じ地方公共団体の復旧・復興を支援

令和4年度までの主な支援実績

- 東日本大震災等の大規模自然災害において、復旧・復興支援を実施
- 特に近年は、豪雨災害に伴う住家の被害認定業務※支援回数が増加

※罹災証明書発行のための基礎調査



Copyright © 2001-2023 Start-Point.net All rights reserved

(参考)

- ・ 令和元年7月 災害対策基本法上の指定公共機関に指定
- ・ 令和2年6月 住家の被害認定業務について内閣府と連携協定締結

令和5年度の支援実績

- 内閣府の要請に基づき、令和5年梅雨前線豪雨等による被災自治体に対し、住家の被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向け支援を実施

■ 埼玉県・福岡県・富山県

県が主催する住家の被害認定業務説明会で、判定方法や基準、調査体制構築の各種マネジメントについて講義



■ 秋田市へのUR職員派遣

住家の被害認定業務効率化のためのマネジメント支援を実施



令和6年能登半島地震における支援等

令和6年能登半島地震において、迅速に初動体制を構築し石川県へ職員を派遣。二次被害の防止や被災者の生活再建に寄与するとともに、復興まちづくり計画策定支援を実施中。

初動対応

■関係機関への情報収集 (1/1~)

発災直後から国交省・内閣府等の関係機関へメール連絡等による情報収集を開始し、支援要請の有無を確認

■リエゾン派遣

国交省北陸地整局災害対策本部へURリエゾンを派遣し、被害情報の収集を実施 (1/4~1/5)



北陸地方整備局内の様子

被災現場の確認を実施 (1/5~)



輪島市被災現場確認の様子 (1/19)

復旧

■建設型応急仮設住宅建設支援 (期間: 1/15~12/22 職員: 966人・日 (令和6年10月末時点) 派遣先: 石川県庁)

建設着手段階から職員を派遣し、東日本大震災や熊本地震における支援経験を踏まえ、業務体制・フロー構築に係る支援を実施
建設候補地・配置計画の確認調整、工事の進捗管理、金額精査等の技術的支援



完成検査の様子

■UR賃貸住宅の提供 (受付期間: 1/17~ 契約件数: 12件 (令和6年10月末時点))

甚大な住宅被害を受けた方を対象に、一時的な住まいとして、各種相談等に対応する「生活支援アドバイザー」を配置しているUR賃貸住宅300戸を用意し、希望者へ提供

■住家の被害認定業務支援 (期間: 1/17~2/15 職員: 55人・日 派遣先: 石川県庁)

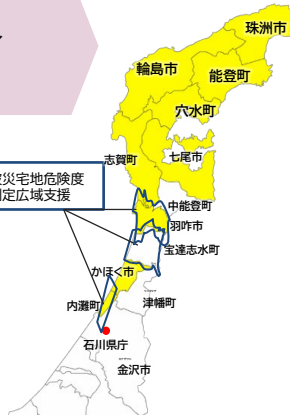
罹災証明書交付に向けた被害認定調査に係る助言を実施
・効率的な調査判定方法の検討
・各市町の判定基準に係る助言や進捗管理

■被災宅地危険度判定広域支援 (期間: 1/5, 2/12~21 職員: 21人・日 派遣先: 内灘町他2市町)

広範囲かつ複数の市町における液状化被害区域を対象とした宅地の危険度判定調査に係る支援本部や実施本部において、調査基準や進捗管理等の全体マネジメントを実施



支援本部打合せの様子



応急仮設住宅建設支援

■復興まちづくり計画策定支援

国交省都市局リエゾンと共に、被災市町の意向確認や、URが実施可能な市街地整備支援メニューの提案等を実施

また、令和6年4月16日に金沢市内に石川事務所を設置。7月からは能登の6市町の復興まちづくりを本格化していくため設置された「能登創造的復興タスクフォース」に参画するとともに、8月より、本社・現地事務所の体制を強化、9月から「UR奥能登・輪島ベース」を輪島市に設置
引き続き、被災市町からの要望に応じ、計画策定や合意形成に関する技術支援を実施



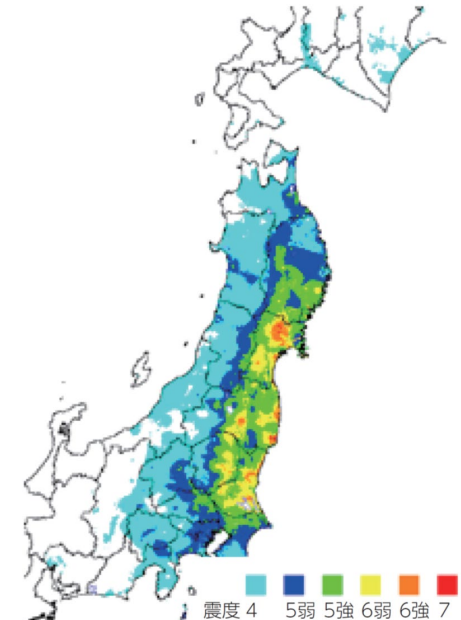
輪島市朝市エリア

目 次

1. UR都市機構の概要
2. URの復興支援事業の概要
3. 復興市街地整備・災害公営住宅整備
4. 復興支援事業から得られた教訓

2 (1) 東日本大震災の全体概要

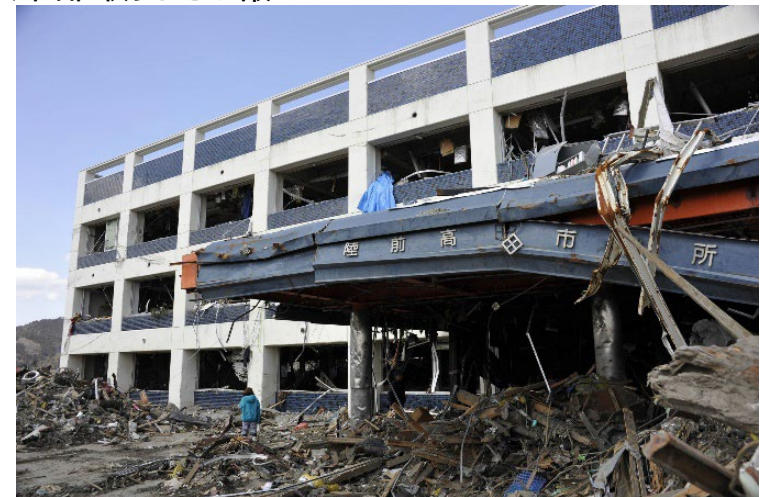
地震発生日時	2011年3月11日 14:46
マグニチュード	9.0
津波高さ	最大 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上
浸水範囲	561km ² （山手線内の面積63 k m ² の約9倍）
死者・行方不明者 ※震災関連の死者を含む	死者：19,765人、行方不明者：2,553人
避難者数	最大約47万人（平成23年3月14日）
住家被害	全壊………122,039棟 半壊………283,698棟 一部破損…750,020棟



出典：R5.3.9_緊急災害対策本部取りまとめ報



宮城県南三陸町 旧防災庁舎周辺



岩手県陸前高田市 市役所
(出典：いわて震災津波アーカイブ)

2011.3.11 東日本大震災発災

1

2011.3～
復旧支援

- ①被災者の方へのUR賃貸住宅の提供（延べ970戸）
- ②応急仮設住宅建設用地の提供（2地区で事業用地約8haを提供）
- ③応急仮設住宅建設支援要員の派遣（延べ184名を派遣）
- ④被災宅地危険度判定士の派遣（3名を派遣）

2

2011.4～
復興計画策定支援

岩手県・宮城県・福島県下被災市町村における復興計画策定等の技術支援に職員を派遣。（1県・18市町村に、延べ71名を派遣）

3

2012.1～
復興まちづくり支援
（津波被災地）

- ・被災22自治体と復興まちづくりを協力して推進するための協定等を締結
- ・被災自治体からの委託又は要請を受けた地区について支援
 - ①復興市街地整備事業の実施（22箇所、1,314ha）
 - ②災害公営住宅の整備（86地区、5,932戸）

2 (4) 震災復興支援におけるURの組織体制

平成28年7月 支援要員最大時の組織体制



- [組織]**
- ・復興支援事務所を沿岸12市町に設置
 - ・事務所を統括する震災復興支援本部を設置
盛岡市(岩手県内を所管)
仙台市(宮城県内/福島県内を所管)

[支援要員] 最大時**460人** (H28.7.1)

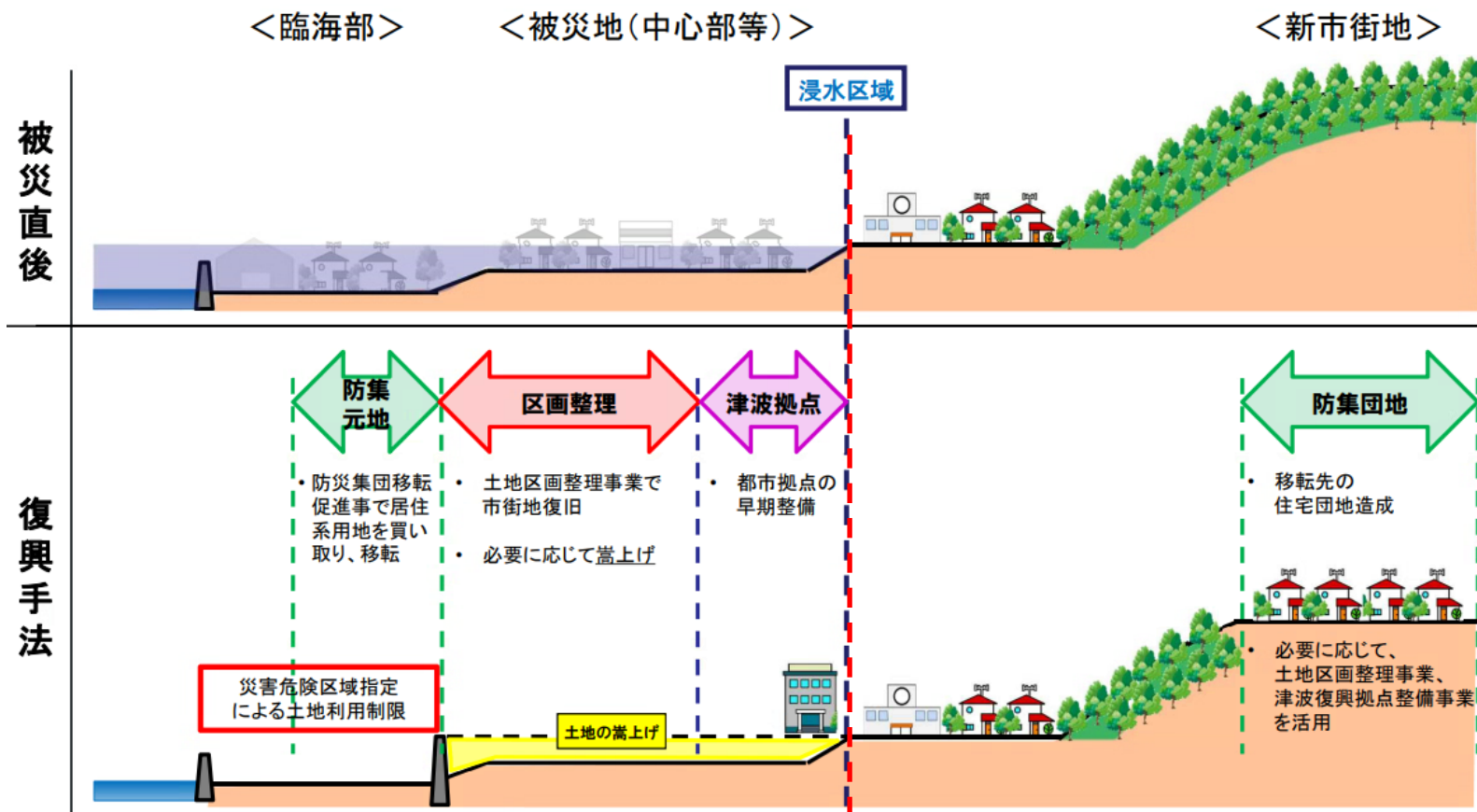
- 復興支援本部(盛岡市、仙台市)
- 復興支援事務所(12か所)を設置する自治体
- 復興まちづくりを支援する自治体

3（１）復興市街地整備の概要

3 (1) 復興市街地整備の事業手法①

・各地区の状況に応じて、4つの事業手法から選択もしくは複数を組合わせて実施

- ① 防災集団移転促進事業（通称：防集事業）
- ② 漁業集落防災機能強化事業（通称：漁集事業）
- ③ 津波復興拠点整備事業
- ④ 土地区画整理事業



3（2）特徴的な取り組み

～生業の場の再生～

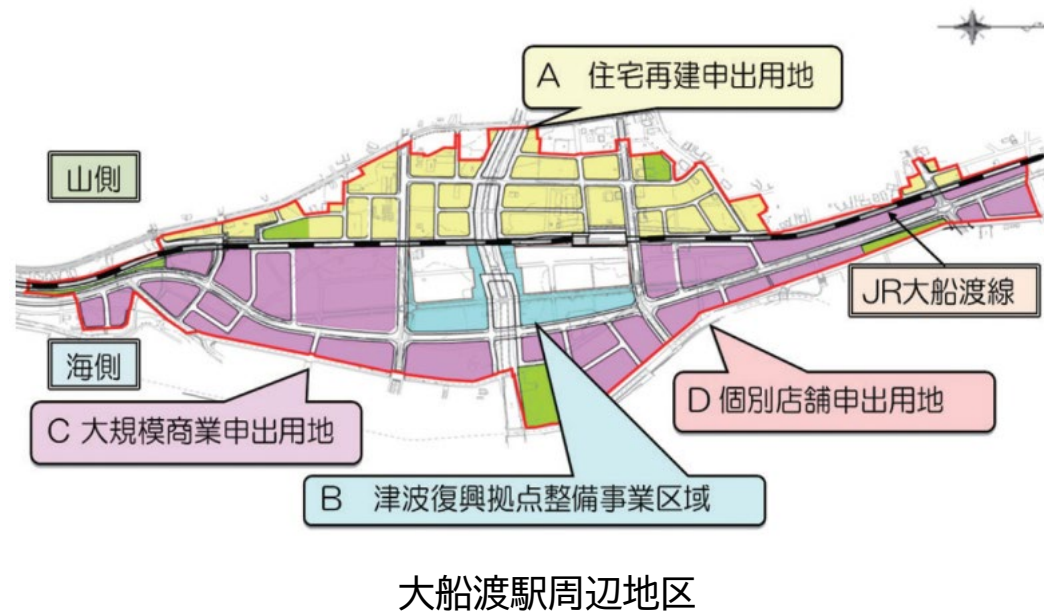
基幹産業である水産業の復興のため、水産加工団地を先行して整備



宮城県女川町 水産加工団地エリア

被災前は土地利用の用途が混在。用途ごとにゾーニングする際、土地区画整理事業の申出換地の手法を活用

記号	申出の区分	申出の対象
A	住宅再建申出用地	海側に土地を所有している地権者が山側住宅地に居住を希望する場合
B	津波復興拠点整備事業区域	市による土地の買い取りを希望する場合
C	大規模商業申出用地	大規模店舗等の土地利用を希望する場合
D	個別店舗申出用地	個別の店舗等で土地利用を希望する場合



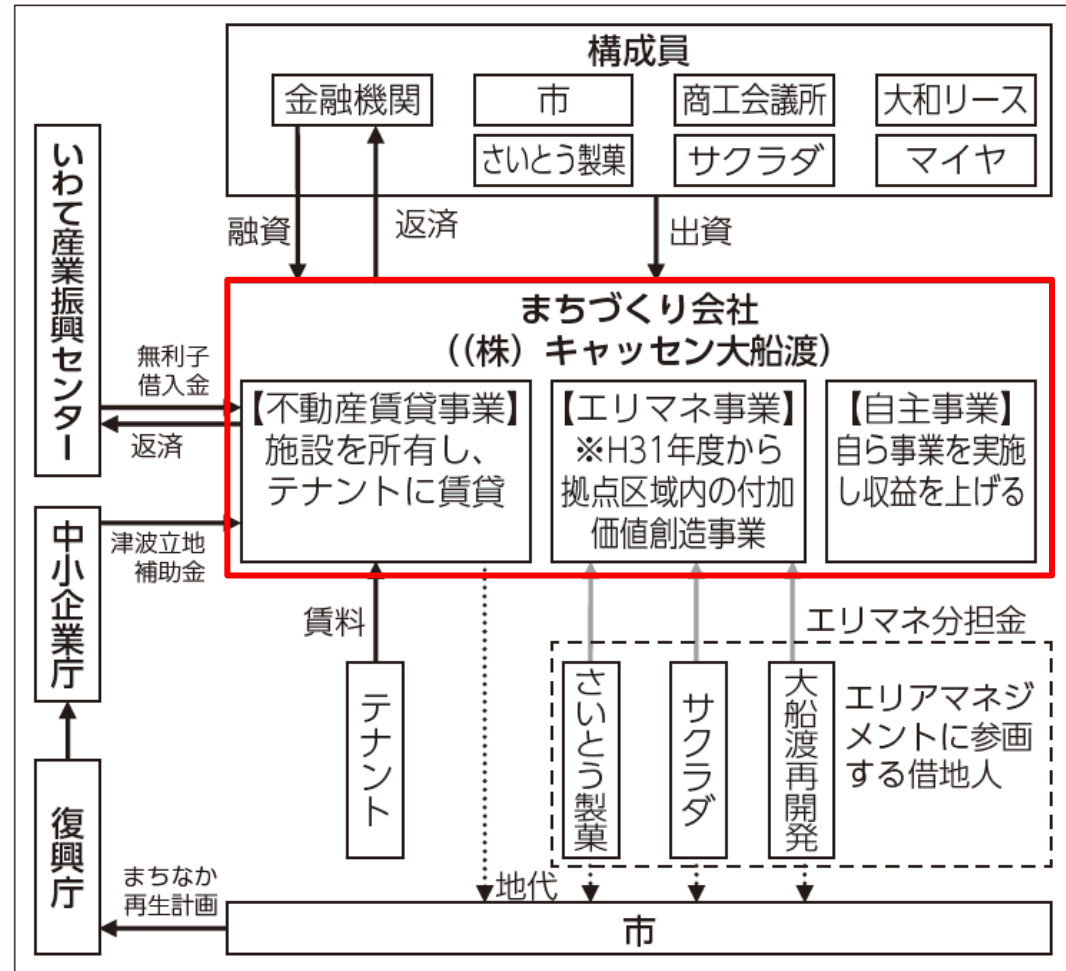
3 (2) にぎわいの再生③ (ソフト)

エリアマネジメントの「実施体制・協力体制」の枠組み検討や
設立のために、事務局を支援

(株)キャッセン大船渡の概要

項目	内容
設立日	平成27年12月15日（登記の日）
資本金	3千万円 (出店者、市、商工会議所、地元金融機関等)
事業内容	- 大船渡駅周辺地区の全体エリアマネジメントの推進 - 大船渡駅周辺地区津波復興拠点エリアの高質化に資するエリアマネジメントの推進 - 商業施設（商店街区）の運営

(出典：UR作成)



(出典：第8回大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会資料 (H28.1.6))

3 (2) 糸魚川大火

3 (2) 糸魚川市駅北大火



災害救助法の適用 及び
被災者生活再建支援法（風害による）が火災では初めて適用

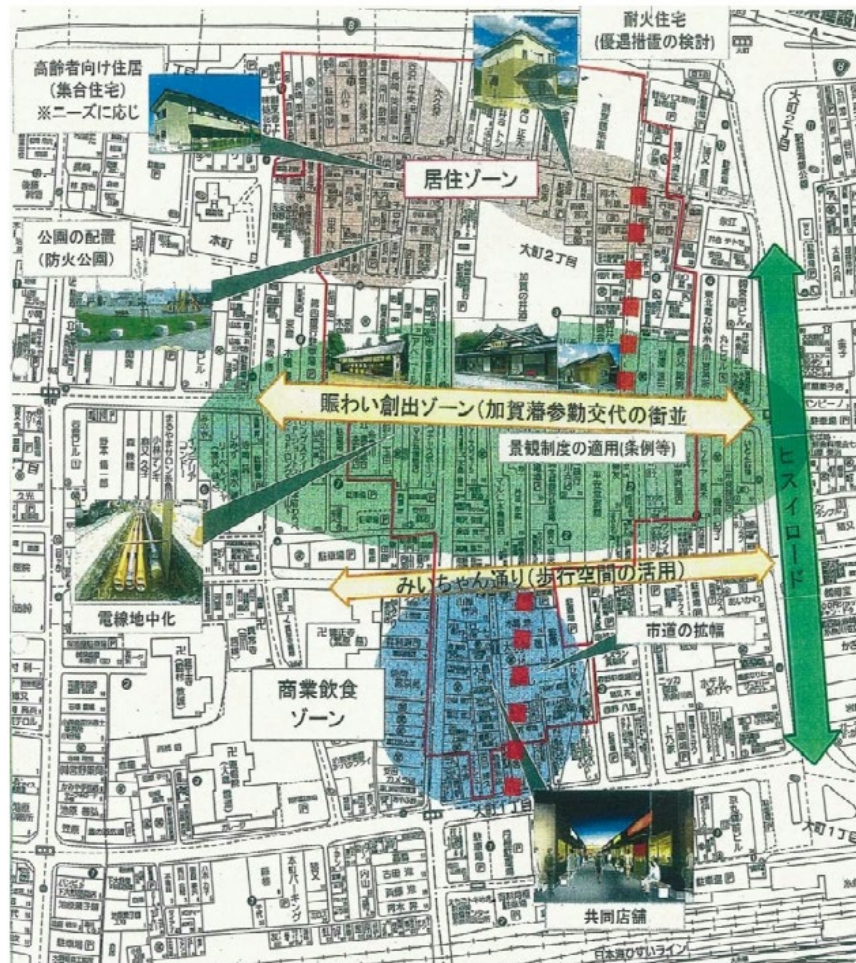
3 (2) 参考 火災被害 (能登半島地震、東日本大震災)



3 (2) 糸魚川市駅北大火 <復興ビジョンの考え方>

ビジョン検討の方向性

- ・ 火災に強いまちづくりの実現
- ・ 地区資源の活用、魅力づけ（雁木、酒蔵の再生など）
- ・ 被災住民、被災事業者の早期再建



方向性項目	決定された方向性	理由
全面更新 or 部分修復	部分修復 (一部道路拡幅等)	既存の基盤整備が一定水準
被災地限定 or 周辺を含むエリア	被災地を中心とした約4haのエリア * 今後、周辺に波及	当面は迅速な対応が可能な被災地限定
行政主導 or 住民意向積上げ	住民意向積上げ	中心市街地として既存の住民組織等が存在
特に配慮すべき項目は	雁木、酒蔵等の景観再生	地域性に基づく市街地の特徴

3 (2) 糸魚川市駅北大火

<ビジョンを踏まえ、事業手法を選択> (①土地区画整理事業)

■ 事業手法の選定

当初、市は被災エリア全面区画整理事業の実施を希望していたが、

- ・被災事業者を中心として早期再建を望む地権者が多かった
- ・骨格道路は活用可能で、狭隘道路解消は街区整備で対応できる見通し
- ・防災広場用地など各街区で市有地の集約が必要

このことを踏まえ、全面型ではなく
修復型のまちづくりを基本方針に設定。

- ・限定的な区域設定
- ・糸魚川市を同意施行者とする個人施行
- ・都市計画事業としない等の工夫により
時間を要さない土地区画整理事業を提案

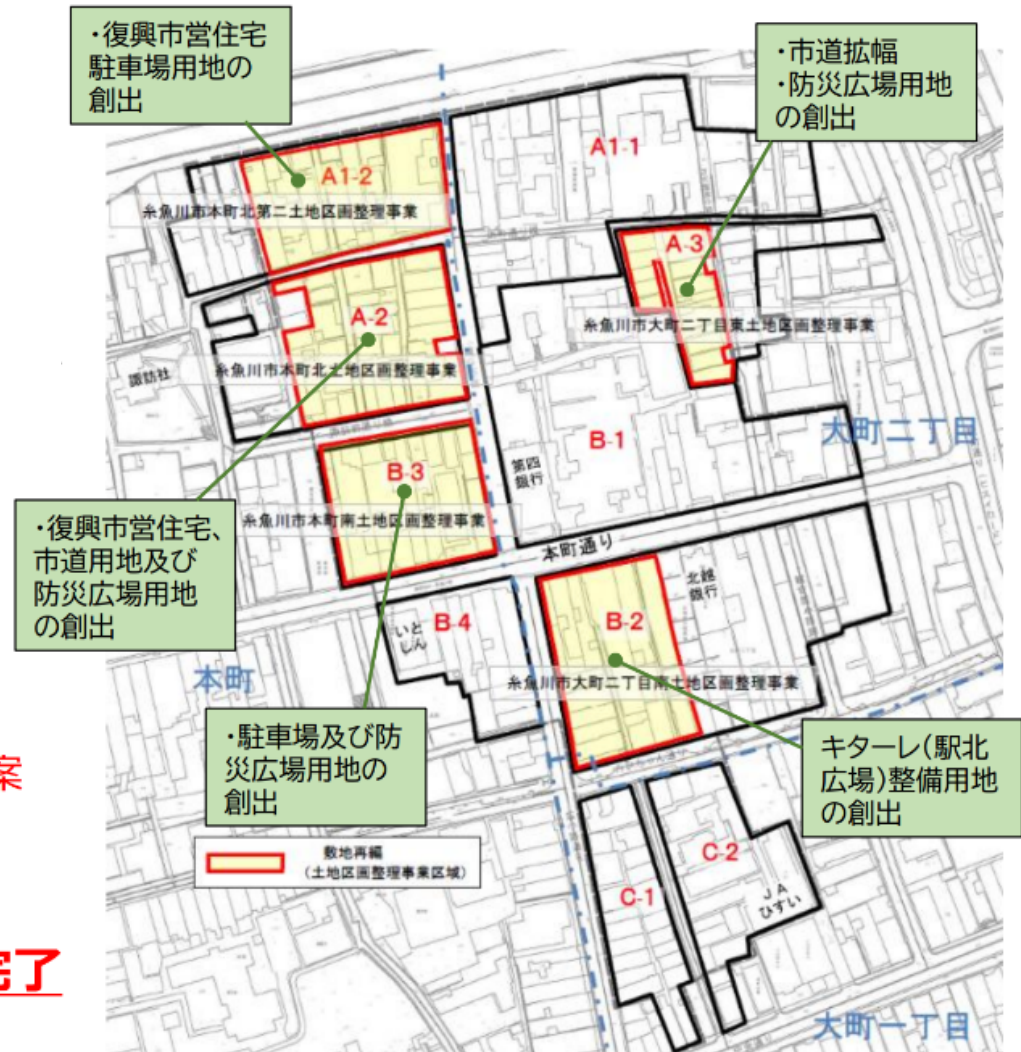


発災から約 1 年半で敷地整序を完了

H28.12 発災

H30.4～6 土地区画整理事業

全 5 地区の換地処分公告



3（3）災害公営住宅整備

3 (3) 早期の入居に向けた工夫 (ハード)

高台にあった既存の公園を用途転換し、災害公営住宅を建設



住宅整備前の陸上競技場



宮城県女川町 陸上競技場跡地地区
運動公園住宅(RC造・3, 4階・8棟)

撮影：ブルーアワーズ／沖 裕之

- ・ワークショップ形式で集会所で活動したいことについて意見交換実施
- ・参加者によるサークル活動の立ち上げを支援



ワークショップ（宮城県塩釜市）

3 (3) 災害公営住宅におけるコミュニティ形成支援② (ソフト)

- ・表札づくりに使用した木材には、建設時に伐採した防雪林を活用
- ・個性あるデザインや着色、共通の焼印を押すなどして、参加者が新たな住まい用の表札を仕上げ
- ・入居後も、もりおか復興支援センター職員がアパート内に常駐



岩手県盛岡市 県営南青山アパート
(RC造・3, 4階・1棟)



表札づくりワークショップ

目 次

1. UR都市機構の概要・沿革
2. URの復興支援事業の概要
3. 復興市街地整備・災害公営住宅整備
4. 復興支援事業から得られた教訓

2011.3.11 東日本大震災発災

1

2011.3～
復旧支援

- ①被災者の方へのUR賃貸住宅の提供 (延べ970戸)
- ②応急仮設住宅建設用地の提供 (2地区で事業用地約8haを提供)
- ③応急仮設住宅建設支援要員の派遣 (延べ184名を派遣)
- ④被災宅地危険度判定士の派遣 (3名を派遣)

2

2011.4～
復興計画策定支援

岩手県・宮城県・福島県下被災市町村における復興計画策定等の技術支援に職員を派遣。(1県・18市町村に、延べ71名を派遣)

3

2012.1～
復興まちづくり支援
(津波被災地)

- ・被災22自治体と復興まちづくりを協力して推進するための協定等を締結
- ・被災自治体からの委託又は要請を受けた地区について支援
 - ① 復興市街地整備事業の実施 (22箇所、1,314ha)
 - ② 災害公営住宅の整備 (86地区、5,932戸)

直面した課題

○自治体が、仮設住宅や事業実施のため用地取得を試みたが、相続等の関係から権利者を特定できず断念。**(用地確定や用地取得に時間を要した)**



教訓

- ⇒被災前に、仮設住宅や事業用の用地取得に向け、**権利関係の把握**や**土地所有者の売却意向**を確認
- ⇒**所有者不明土地の解消**や国土調査等の更なる推進



仮設住宅

2011.3.11 東日本大震災発災

1

2011.3～
復旧支援

- ①被災者の方へのUR賃貸住宅の提供 (延べ970戸)
- ②応急仮設住宅建設用地の提供 (2地区で事業用地約8haを提供)
- ③応急仮設住宅建設支援要員の派遣 (延べ184名を派遣)
- ④被災宅地危険度判定士の派遣 (3名を派遣)

2

2011.4～
復興計画策定支援

岩手県・宮城県・福島県下被災市町村における復興計画策定等の技術支援に職員を派遣。(1県・18市町村に、延べ71名を派遣)

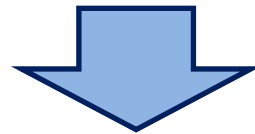
3

2012.1～
復興まちづくり支援
(津波被災地)

- ・被災22自治体と復興まちづくりを協力して推進するための協定等を締結
- ・被災自治体からの委託又は要請を受けた地区について支援
 - ① 復興市街地整備事業の実施 (22箇所、1,314ha)
 - ② 災害公営住宅の整備 (86地区、5,932戸)

直面した課題

- 元々の計画がなく、復興事業全体を見通せず、**先行事業が後続事業に支障**
- 住民が遠方に避難したり、避難先も散在するケースが多数発生
(行政による**住民意向把握・合意形成が困難**)



教訓

- ⇒ **被災前**に**将来の市街地像**について検討し、**住民と議論**
- ⇒復興事業の着実な前進が**住民に実感**できるような**情報発信**
(施行者等と調整し、**節目節目ごとの工事展開の目標**を設定)



住民を交えた議論(イメージ)

2011.3.11 東日本大震災発災

1

2011.3～
復旧支援

- ①被災者の方へのUR賃貸住宅の提供（延べ970戸）
- ②応急仮設住宅建設用地の提供（2地区で事業用地約8haを提供）
- ③応急仮設住宅建設支援要員の派遣（延べ184名を派遣）
- ④被災宅地危険度判定士の派遣（3名を派遣）

2

2011.4～
復興計画策定支援

岩手県・宮城県・福島県下被災市町村における復興計画策定等の技術支援に職員を派遣。（1県・18市町村に、延べ71名を派遣）

3

2012.1～
復興まちづくり支援
（津波被災地）

- ・被災22自治体と復興まちづくりを協力して推進するための協定等を締結
- ・被災自治体からの委託又は要請を受けた地区について支援
 - ① 復興市街地整備事業の実施（22箇所、1,314ha）
 - ② 災害公営住宅の整備（86地区、5,932戸）

直面した課題

○時間の経過とともに権利者の意向が変化し、整備規模の縮小など必要

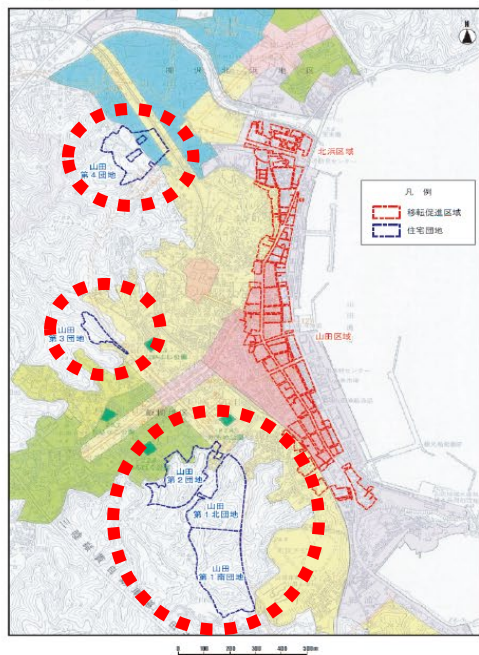
教訓

⇒多くの地区で「権利者意向アンケート」を繰り返し実施し、可能な限り計画の精度確保を実施



※事例：繰り返し意向を聞き、事業区域を縮小した事例（岩手県山田町）

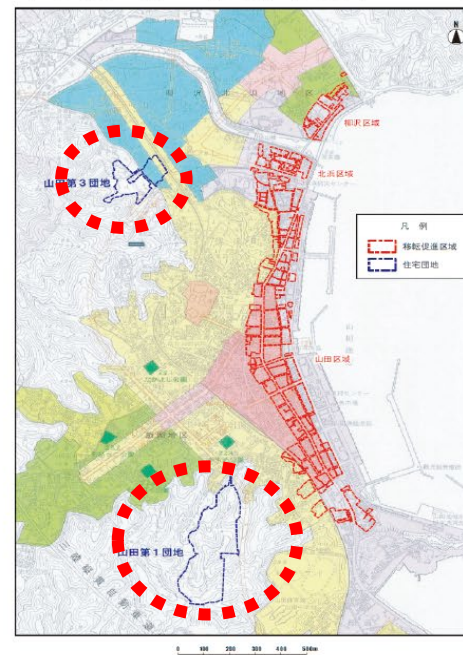
当初（H25.1）



2回変更（H25.10）



3回変更の第1回軽微な変更（H30.11）



直面した課題

○災害公営住宅建設と市街地整備事業とのスケジュールや設計協議等の調整に苦慮



教 訓

⇒建築・土木間の情報共有不足によるもの。宅盤レベル、工事車両の進入動線、残土搬出先の調整等、確認会議を適切に開催し、懸案事項の調整を実施

※事例：災害公営住宅を先行整備エリアに指定し先行的に整備（宮城県気仙沼市）



市営 内の脇住宅

3 (5) 災害に備えて、「今」出来る事

URが復興経験から得た災害への備えを、「**平時**」から行うことが重要

災害に備えてやるべき事項

- ① 事前復興計画の策定、将来の都市像等について検討
- ② 公共公益施設の安全性を高め、発災時の拠点活用を検討
- ③ 地方公共団体内の体制・指揮命令系統の構築（速やかな意思決定等）
- ④ 発災時に仮設住宅等に活用可能な土地を検討（供給処理、権利関係把握）
- ⑤ 地籍調査や地下埋設物等のデータの定期的な更新と保管場所の分散
- ⑥ 外部機関（近隣市町村等）や専門家と連絡体制や相談できる関係を構築
など



終